

# 福島県教育委員会平成30年12月定例会会議抄録

1 開催日時	平成30年12月21日（金）午後1時30分から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎9階）
3 出席者	鈴木淳一教育長、1番 高橋金一委員、2番 浅川なおみ委員（議案第7号議決後退席） 3番 蜂須賀禮子委員、4番 正木好男委員、5番 岩本光正委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後1時30分、教育長から12月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、高橋委員と浅川委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、佐藤主事が記録係に指名された。
(5) 政策監提出理由説明	<p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第2号については、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律に基づき設定する教科用図書採択地区について変更を行うもの。</p> <p>議案第3号については、地方公務員法の規定により、教職員に対する懲戒処分を行うもの。</p> <p>議案第4号については、福島県立美術館運営協議会委員の任命について諮るもの。</p>

(6) 会議（一部）非公開

(7) 議案審議  
議案第1号

議案第5号については、平成30年度12月補正予算（追加提案）のうち教育委員会関係部分について、教育長臨時代理により処理を行ったことについて承認を求めるもの。

議案第6号については、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正について教育長臨時代理により処理を行ったことについて承認を求めるもの。

議案第7号については、平成30年度教育・文化関係表彰（公立学校永年勤続者・死亡退職者分）の被表彰者の決定について、教育長臨時代理により処理を行ったことについて承認を求めるもの。

報告第1号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。

教育長から、本日の審議事項のうち、議案第3号から議案第7号及び報告第1号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について（議案第1号）、職員課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

高橋委員：議案資料に記載されている数字について、縦書きのものと横書きのものがあるのは、何か理由があるのか。

職員課長：条例を改正する際に議会に提出する資料に準じて作成している。記載されている数字が縦書きであれば縦書きに、横書きであれば横書きにするルールになっている。縦書きのものは、改正する項目を示す部分のため本文と合わせて縦書きとしており、

<p>議案第2号</p>	<p>表中の改正する内容を示す数字は横書きとしている。</p>
<p>(8) 前回会議録の承認</p>	<p>教科用図書採択地区を設定した件の一部改正について（議案第2号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p>
<p>(9) 議案審議 議案第3号</p>	<p>教育長が、平成30年11月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p> <p>福島県公立学校技術職員の懲戒処分について（議案第3号）、教育総務課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第8号</p>	<p>教育長から議案第8号の追加提出について提案がなされ、全員に異議なく認められた。</p> <p>退職手当の支給制限について（議案第8号）、教育総務課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>ここで、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後2時47分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p>
<p>議案第4号</p>	<p>福島県立美術館運営協議会委員の任命について（議案第4号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第5号 議案第6号</p>	<p>教育長の臨時代理による処理の承認について（議案第5号及び議案第6号）、財務課長及び職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>ここで、教育長から暫時休議が告げられた。</p>

<p>議 案 第 7 号</p>	<p>午後 3 時 5 分、教育長から委員会の再開が告げられた。 教育長の臨時代理による処理の承認について（議案第 7 号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(10) 報 告 事 項 報 告 第 1 号</p>	<p>訓告処分等について（報告第 1 号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p>
<p>(11) 次 回 の 日 程</p>	<p>次回の定例会について、教育総務課長から平成 3 1 年 1 月 1 8 日（金）午後 1 時 3 0 分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p>
<p>(12) 閉 会</p>	<p>午後 3 時 4 0 分、教育長から閉会が告げられた。</p>